別記1

みどりの食料システム戦略交付金事業の事業実施主体は、次の表に掲げるものとする。

事業の名称	補助対象者
1 推進体制整備事業	市町村
2 有機農業産地づくり推進事業	市町村又は市町村が参画する協議会
3 グリーンな栽培体系への転換	市町村又は農業生産活動を行う個人若しくは法人(以下「農業
サポート事業	者」という。以下同じ。)又は農業関係団体、実需者、農薬メ
	一カー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業
	協同組合(営農指導事業担当)、市町村等により構成された協
	議会。
4 SDGs対応型施設園芸確立	農業者又は農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、か
事業	つ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。)(以
	下、「農業者等」という。以下同じ。)及び市町村等により構成
	された協議会。
	なお、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業
	者等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げない。
	また、補助対象経費欄の(4)の取組にあっては、農業用機
	械メーカー等の民間事業者を必須の構成員とする。
5 スマート農業産地展開支援事	農業者等及び農業協同組合の営農指導事業担当等により構成さ
業	れた協議会
6 バイオマス地産地消の推進事	市町村又は民間団体等(農林漁業者、農林漁業者の組織する団
業	体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公
	益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特
	定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組
	合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、
	特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない
	団体で北海道知事が北海道農政事務所長の協議の上特に必要と
	認める団体)

別記2

- ① グリーンな栽培体系への転換サポート事業について、次の②及び③の場合を除き、1地区当たり3 00 万円を補助額の上限とする。
- ② 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、1地区当たり360万円を補助額の上限とする。
- ③ 環境負荷軽減の取組(みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準(令和4年4月1日付け3環バ第342号、3農産第3834号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長連名通知)別表2の2の(4))⑦のi)のアからクまでの取組)のうち複数の取組(有機農業を除く)を検討する場合又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準(令和3年12月27日付け3環バ第146号、3農産第2374号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長連名通知)別表2の2の2)⑦のi)のアからクまでの取組)のうち複数の取組(有機農業を除く)に取り組む場合は、1地区当たり360万円を補助額の上限とする。
- ① 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、①から③までの上限を適用する。

別記3

離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として 指定された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2 項の規定に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関す る特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定に より読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用す る場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度 から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7 条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度 から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、 第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。) をいう。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関す る法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)、急傾斜地帯(旧急傾 斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域 内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地域を除く。)をいう。)又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令 和元年法律第42号) 第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。) において行うもの である場合

別記 4

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額		
60ヘクタール未満	1,500千円		
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円		
200ヘクタール以上	4,000千円		

別記5

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知)別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

			集約化加算に
区 分		交付割合	該当する場合
			の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30 55	55%以上65%未満	0. 055	0. 065
日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29 65	5%以上75%未満	0. 065	0. 085
生畜第1500号農林水産省生産局長通知。)別紙1の別表3 75	75%以上85%未満	0. 075	0. 105
に定める中心経営体農地集積率 85	35%以上	0. 085	0. 125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記6

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。)別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記7

補助対象経費の限度額は、国営農地再編整備事業等の総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、

前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

			集約化加算に
区 分		交付割合	該当する場合
			の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30	55%以上65%未満	0. 014	0. 017
日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29	65%以上75%未満	0. 017	0. 022
生畜第1500号農林水産省生産局長通知。)別紙1の別表3	75%以上85%未満	0. 019	0. 027
に定める中心経営体農地集積率	85%以上	0. 022	0. 032

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。